

唐宋時代の短陌と貨幣経済の特質

宮澤 知之

【要約】 唐宋時代に普及した短陌慣行は当時の貨幣経済の特質を追求する上で興味深い素材を提供する。短陌は銅銭の不足によって発生するのではなく、銅銭経済下で商品流通が急速に発展しつつあったとき、同業組合としての性格を強めた行が貨幣を規制したことによって発生すると思われる。すなわち行は独自の貨幣を発行するのではなく、銅銭を前提とし、その計数単位陌を操作することで貨幣を規制したのである。様々な短陌の発生に対し、唐五代の王朝は足陌や公定短陌の強制で統一せんとしたが成功せず、結局宋初に多様な短陌の公認の上で財政を統一する省陌制度が成立する。社会の短陌と国家の省陌は足陌との換算方法を全く異にする。前者は短陌を進法位取り単位として、後者は比例定数として機能させる。そのため前者の短陌で計算する当時の商品価格は交換価値と比例しないのである。かかる短陌は社会的分業の非統一性を表現するものであるが、前提となる銅銭の存在に着目すれば、国家の銅銭発行の意義は社会的分業に統一性を与えることといえる。

史林 七一巻二号 一九八八年三月

緒 言

短陌とは百銭未満の銭を百文として行使することであり、唐中期以後宋代にかけて広く文献に見い出すことができる。周知の如く短陌は、短銭、錢陌、墊陌、除陌などとも称せられ（本稿では短陌の語で統一する）、地域により異なる値が用いられた。また、このような社会における様々な短陌とは別に国家の公定した短陌があり、宋代ではこれをとくに省陌といった^①。短陌の具体的検討に入る前に本稿の基本的観点を設定しておこう。

唐宋期の短陌の理解と大きく関わる問題は短陌がどのように発生したかという問題である。これに関して従来提出され

た見解は二つある。第一は加藤繁氏以来通説たる地位を占めるもので、短陌は流通手段としての銅銭の不足によって発生したとする見解である。^②つまり、より少ない貨幣量でより大きな価格を実現すべく機能したのが短陌であると考えるのである。そしてこのような意味をもつ短陌を、本位貨幣の価格標準を切り下げたものとみなせば、一種の平価切下と理解する見解が生まれる。^③第二は井上泰也氏の見解で、唐末と五代の公定短陌は、それぞれ銅銭と鉛錫銭、銅銭と銀両という二種の貨幣の交換から生じたとみるものである。^④

右の二説は唐宋期の通貨事情に着目し、銅銭の価値変動及び銅銭と他の貨幣の価値関係が短陌という形であらわれると見る見解であるが、たしかに当時の通貨事情は、最も基本的な貨幣たる銅銭が租税の銭納、私銷、国外流出などによって全般に不足の状態にあるとされ、また好悪様々な銅銭、鉄銭、鉛錫銭、銀などが不均質に使用されるなど安定したものはなかった。しかしこのような通貨事情がなぜ短陌という現象を引き起こすのかという論理は、実はそれほど明確に追求されてきたわけではない。^⑤むしろ短陌という現象における名目一陌文と実際の銅銭枚数との間には何らかの価値関係が存在するという暗黙の前提があり、それが短陌を貨幣価値の問題として捉えさせてきたのではないかと思われるのである。しかし同一地域における業種別の様々な短陌の存在という事実、結局、短陌を貨幣価値の問題として説明することを阻んでしまうのである。

では問題はどのように立てたらよいであろうか。まず第一に、本稿は短陌における名目一陌文と実際の銅銭枚数との間に何らかの価値関係を想定しないことから出発する。つまり名目一陌文はあくまで銅銭計数上の単なる位取り単位にすぎないと見るのである。但しこのことはあらゆる短陌に通じる原則ではない。井上氏の見解は二種の貨幣間に短陌が生じるとするものであったが、この論点は百の位で額面が固定され、しかも銅銭に対し常に相場下落が見られた紙幣と銅銭の間には成り立つはずである。これは二種の貨幣間の価値関係に基づく短陌というほかなく、宋代とくに紙幣が広範に流通した南宋においては、すべての短陌を同じ原理で説明することができないことを示す。

第二に、短陌における名目一陌文と実際の銅銭枚数が価値関係で結ばれていない、すなわち経済法則に基づかないものと見るなら、ひとまず法定短陌制度（宋では省陌制度）と社会の短陌慣行のもつ意味は別々に考察する必要がある。なぜなら国家による制度制定の政治的論理と社会が様々な短陌を生み出す仕組・論理は必ずしも一致するとは限らないと思われるからである。

第三に、これまで短陌問題を貨幣価値の問題として扱ってきたことによって、短陌慣行の歴史性は十分明らかにし得ないという結果を招いている。短陌は後漢ないし六朝期に発生し、下つては清代・民国期にも見られるといわれ、しかもどの時代の短陌も基本的には貨幣流通量と貨幣の購買力（社会的評価）の問題として説明されるのは、貨幣問題と表裏をなすはずの商品経済の発展段階という視点が殆んど導入されなかったためであろう。^⑧ 唐宋期の短陌は唐宋期に固有の短陌であつて他の時代の短陌とは異なる意味をもつこと、それはまた唐宋期の商品経済の発展段階に規定されるものであるという視点が重要である。

以上三つの観点から、本稿では短陌を、省陌制度、銅銭紙幣比価の短陌、及び商品流通に関わる短陌の三つに分類し、各々異質の短陌の具体的内容を分析することによって、唐中期以後宋代に至る貨幣経済ないし商品経済の特質の一斑を明らかにすることを課題とする。

本稿引用文献の略称、『宋会要輯稿』：『宋会要』、『統資治通鑑長編』：『長編』

① 汪聖鐸「省陌辨誤」『文史』一四、一九八二年。また袁甫『蒙齋集』巻七、論季子劄子には、会子と銅銭の交換レートの場合であるが、「官陌」の語もみえる。

② 加藤『唐宋時代に於ける金銀の研究』一九二六年、四七六～四七八頁。日野開三郎「北宋時代に於ける銅鉄銭の需給について」『歴史学研究』六一五・六・七、一九三六年、『日野開三郎東洋史学論集』第

六巻、一九八三年、所収）、著書で三七五～三七七頁。草野靖「唐中期以降における商品経済の発展と地主制」『歴史学研究』二九二、一九六四年、その他。

③ 宮崎市定『五代宋初の通貨問題』一九四三年、一八頁。宮下忠雄『中国幣制の特殊研究』一九五二年、三八頁。なお本位貨幣の価格標準の切下とは、例えば、純金の量目七五〇ミリグラムを一円と規定していたものを、三七五ミリグラムを一円と規定しなすことをいう（『体系経済学辞典』第六版、一九八四年、東洋経済新報社）。

④ 井上(a)「短陌償行の再検討」—唐末五代時期における貨幣使用の動向と國家——『立命館文學』四七五・四七六・四七七合併号、一九八五年)、(b)「銅錢を束ねる——中國貨幣史のための覚書——」『立命館文學』四九三・四九四・四九五合併号、一九八六年)。井上氏の関心は短陌償行を醸成した諸要因の検出にある。(b)では、(1)銅錢を束ねる手数や銅錢の重量に由来する控除、(2)鉄錢・銀兩等と銅錢の交換、(3)四進法的な勘定とまとめられ、(a)では、(4)國家の恣意的な操作も述べられている。(2)は経済的要因であるのに対し、(1)(3)(4)はどちらかといえば非経済的論理の傾向が強い要因である。このように井上氏の短陌の理解は複合的であり、かかる観点は重要であるが、しかし各要因の論理次元を整理する必要があるように思われる。本稿では、井上氏の論点のうち(2)が中核であり、(2)で基本的に定まる短陌の値が(1)(3)(4)の要因によって様々に変化する、と見なした。

⑤ 銅錢不足が短陌を発生させるという論理は、社会が必要とする銅錢の流通総額(流通過程にある商品の総価格)に対して現実の銅錢流通総額が及ばないために、銅錢の社会的評価が高まり、名目と実質が乖離したということの内容とする。しかし銅錢の社会的評価の高まりは購買力の増大なのであるから、それは物価を全般的に押し下げる方向に作用するだけであり、名目と実質の乖離を直接に説明できない、ばかりか、名目の存在自体が説明できないのである。このような単純な銅錢不足説では説明できない、この乖離を、平価切下説は一見説明するかのように見える。しかし平価切下説における陌と文の關係は、例えばかつて金本位制のもとにあった円とその純金の量目に相当する。つまり陌は貨幣単位であるのに対し、文は貨幣単位の位置が与えられず、陌の金属成分を計る重量單位に類比されるのである。平価切下説は、陌をままとりとする集合を一つの貨幣とみなし、一枚一枚の銅錢を貨幣と認めないという論理構造を實質的にもっている。このような平

価切下説は銅錢の名目と実質の乖離を説明するものではなく、この現象を比喩的に表現したものにすぎないのである。

井上氏の、短陌は二種の貨幣の交換から発生するという説についてみると、まず唐末の公定短陌は、「短陌(銅錢)≡足陌(鉛錫錢)」(a)一五六頁)という図式で捉えられ、五代の八〇陌は、明言されていないがおそらく銅錢八〇文足≡銅錢一陌文≡銀一錢の等価關係が想定されている(a)一六六頁)。およそ二種の貨幣の相場が短陌として現象する、具体的には銅錢若干文足が名目一陌文と教えられるためには、短陌発生以前に既に銅錢一〇〇文≡鉛錫錢一〇〇文、または銅錢一〇〇文≡銀一錢の固定相場の存在することが前提となるはずである。そしてこの固定相場のもとで鉛錫錢または銀に対する銅錢の實質的な相場が上昇すれば、銅錢の名目一陌文と實際の枚数との乖離が生じると考えられるのである。しかし現在のところ唐末五代において、かかる固定相場の存在を実証することは困難であり、氏の説は仮説以上に出ない。なお宋代の銀價は、官價の場合でも固定相場は存在しない(加藤註②前掲書四七三頁、宮崎註③前掲書二一四～二二六頁、彭信威『中國貨幣史』一九五八年、三四四～三四五頁)。ただ四川では刑法上、銅錢千文≡銀一兩の公定比價が存在したが、『宋會要』刑法三十一、これも他の地域では絹と銅錢の公定比價であった『長編』卷二〇、太平興國四年九月丙午)。宋代に錢銀の固定相場の存在しないことは、宋代の短陌の存在理由を明らかにしないのである。

⑥ 曾我部静雄『日宋金貨幣交流史の研究』一九四九年、三四頁参照。
⑦ 吉田虎雄『支那貨幣研究』一九三三年、一六七頁。
⑧ 草野氏は、短陌の発生が銅錢の不足によると認めた上で、さらに短陌をひきおこす背景が重要だとし、唐末期の商品經濟の發展段階にふれられている(註②論文)。

表 I 国家の使用する短陌(省陌公定以後)

a	80陌	官告	天聖 4 (1026)			④
b	80陌	輸官	北宋中期			⑤
c	85陌	趨	熙寧 4 (1071) まで	開封	州	⑥
d	99陌	高麗進奉使への進物	熙寧 5, 6, 9 年	明州		⑦
e	80陌	封贈錢	北宋末			⑧
f	94陌	市舶條例	紹興 1 (1131)			⑨
g	80陌	銀	紹興年間	桂陽軍	府	⑩
h	99陌	和緡	乾道 5 (1169)	紹興府	東	⑪
i	98陌	銀	淳熙 10 (1183)	廣	州	⑫
j	99陌	家屋田地典買	嘉泰 4 (1204) ~ 開禧 2 (1206)	蘇		⑬
k	98陌	園地買上	宝祐 6 (1258)	明	州	⑭

国家の経済活動と関わる短陌の中心をなすのは公定短陌である。本章は公定短陌の中でも制度として完成した宋代の省陌を検討する。省陌制度は太平興国二年（九七七）に成立、その値は七七陌であった。宋代の文献に「若干文省」とあるのは稀な例外を除いて七七陌をさすと見てよい。①但し現実には七七省陌以外の短陌や足陌も用いられた。宋初、支出に七七収入に八〇ないし八五陌が公定されていた時期に、刑法の計贓は八〇陌から足陌に改められたようであり、②また香葉犀牙の私貿易を犯したものは足陌で銭額に換算して定罪するとされている。③さらに省陌成立以後においても、実際には表 I の

一 国家財政に関わる短陌——省陌

如く様々な短陌が用いられ、足陌の事例も多い。

表 I の事例は、宋朝による現物評価 (d f g i)、現銭支出 (c e h j k)、現銭受納 (a b) のとき、つまり国家が財貨の交換あるいは租税の如く財貨の一方的移動の片方の極に存在し具体的に貨幣を使用するとき用いられる短陌である。挙例は必ずしも多くなく断定はできないが、宋朝の使用する陌は七六以下の値を見い出せず、七七省陌から足陌の間の値が用いられた蓋然性が高い。またこれらの例とくに d を見ると、短陌が地域的・業種商品別に使い分けられたとは言えず、むしろ財政運用の時々の目的に応じて使い分けられていた。例えば、南宋の四川では下戸を優遇する処置として雑税の見銭折納に七七陌が導入されている。⑤（それ以前はおそらく足陌による折納だったのであろう）。

このような陌の内容の操作は実質的な出納額を目的に応じて調整する方法であるが、注意すべきは、陌の内容が変わっても名目額は変わらないことである。こ

のことを最も端的に示すのは開封の麴価の場合である。^⑭

熙寧四年（一〇七二）当時、開封の酒戸の沽売は官額に満たなかったが、その原因は麴数の過多にあるとされ、麴価の値上げによる酒数の制限と酒価の値崩れの防止が図られた。そこで採用された方法は次の通りである。旧法の麴価は毎斤一六八文、総量二二二万斤、錢額で約三七万貫（ $222万斤 \times 158文/斤 = 372,960,000文$ ）であり、これを毎斤二〇〇文、総量一八五万斤（平年一八〇万、三年一度の閏年一九五万、平均一八五万）、錢額三七万貫（ $185万斤 \times 200文/斤 = 37万貫$ ）とするのである。そして同時に「出入に便ならしむ」ため短陌を八五陌から七七陌（省錢）に変更している。従って改訂後の錢額三七万貫は実際には八五陌で計算した場合と比較すれば一〇%ほど減額なのであるが、この実質減が減額と認知されず、かえって「小麦万余石及び人功を減じ、並びに元額錢数を虧かず」と強調される。財政上重要なのは実質的な銅錢の枚数ではなく、陌がいくらあるか（従って貫がいくらあるか）なのである。

また『透籛細草』に次の例題がある。^⑮

今、官庫の帳管せる省錢、七十二陌錢と共に二百七十三貫七百五十文有り。年深く索子爛断せるが為に、共穿して足陌錢二百六貫四百七十文を排得ず。元本二色の錢の各おのの多少を問う。

官庫には大小様々な短陌でくくられた現錢が保管されるが、帳簿に記録される総額は実際の銅錢の枚数でなく（つまり足陌に換算されたものでなく）、省錢（七七陌）と七二陌錢の各々の合計である。当時貨幣を数える単位は貫文であるが、数学書にこのような例題のあることが示唆するように、基本的な計数の単位は表面には出ないけれども貫の因数たる陌にある。陌はその内容が時々局面で使い分けられるにもかかわらず、一旦この単位にまとめられれば、それ以後はあえて実質が問われることなく、すべて同質のものとして扱われてよいのである。陌及び陌を十集めた貫は我々現代人が想定しがちな厳密な貨幣の計数単位などではなく、極めて弾力性のある単位なのである。と同時に当時の人々の価値の観念が我々現代人と全く異なることに注意すべきである。

以上、宋代の財政における錢額の数え方は現錢の実枚数でなく陌を基本的単位とする名目額であることを述べた。しかもその名目額は陌の内容を問わずに合計することが可能であった。しかし陌の性格が本来このようなものであり、異なる陌を合計することが実際行われたといっても、宋代会計の一般原則は、一応すべての陌を七七に統一する所謂展省、展計の操作を加えた名目額で表示することである。

『慶元条法事類』卷三〇、経総制の場務式は、路の提点刑獄が尚書戸部に具申する「起発收支経制錢物帳」「起発收支総制錢物帳」の書式を載せる。そこに見られる錢額の表示方法は二通りの形式に分けることができる。

a (1) 激賞頭子錢若干足、展省錢若干

(2) 無額上供錢幾文足、計錢若干足、展省錢若干

b (1) 五分五釐省頭子錢若干

(2) 経制頭子錢若干

a は足錢とそれを七七陌に換算した展省錢を併記する形式（a (2)の計錢は某々錢の合計である）、b は単に某々錢若干とのみ記載する形式であるが、b (1)にあるように既に出納時に省陌が用いられた場合のものである。こうして一応すべての錢額が省陌に統一される。

なお場務式には足陌の省陌への換算のみを載せるが、先述の如く実際には様々な短陌が使われる。その場合でも省陌に換算される。具体例をあげることができないが、『楊輝詳解算法』に九八陌の七七陌への展省計算の例題があるのは、かかる場合がしばしばあったことを示すであろう。

さて会計上足陌を省陌へ換算する展省計算はどのように行われただろうか。広南西路各州の塩額から一例拾っておこう。

藤州元額の売塩三千三百二十五籩、每籩の価錢八貫文足。今、塩四百二十五籩、共に展計錢四千四百一十五貫五百八十五文省を減去す。〔宋会要〕食貨二八四〇、塩法、紹熙五年八月二十七日

この計算は、

$$425\text{匁} \times 8,000\text{文/足/匁} + 0.77 = 4,415,584.4 \dots \text{文省}$$

であり、七七匁は比例定数として用いられ、小数点以下の端数は切り上げられる。以下この計算方法を短陌比例定数方式と呼ぶことにしよう。^⑩ 一般にこの方式による足陌と省陌の換算では、 $0 \cdot 七七$ という数値で乗除するため一の位で整数になることは極めて稀であり、端数の処理がつきまとう。そしてこの端数の処理は会計上当面必要な位でなされ、場合によっては小数点第二位(釐)にまとめられることもある。^⑪

短陌比例定数方式による端数の発生は換算の前後の数値を完全な比例関係にはしない。とはいってもその誤差は財政の如く規模の大きな場合には微微たるものであり、足陌つまり銅銭の実枚数で表わされる財貨の交換価値と省陌による価格とは比例すると言って差支えない。省陌以外の短陌から省陌への展省でも途中で一旦足陌に換算されるから、同じことが成り立つ(本章註^⑫参照)。以上から、宋代の会計に用いられる省陌は、短陌比例定数方式によって多様な陌を唯一つの陌に統一し、名目額ではあるものの実質(足陌)と比例した額に変え、様々な財政の局面を統一的に運営する基礎を与えるものといえることができる。しかし省陌による名目額が実質と比例するといっても、それが両者の価値関係に基づくのではないことは、先述の如く如何なる短陌の名目額でもそのまま合計しうることから明らかである。なお多様な陌を一つの陌に統一するとき、なぜ足陌でなく七七省陌が用いられたかという疑問が生じるが、これについては後で述べる。

ところで短陌比例定数方式による換算は、もしこれが一貫につき数文、数十文といった付加税などの徴収の現場で適用されるなら、看過しえない矛盾が生じることになる。省陌表示の税額と実際支払う銅銭の枚数とは、比例関係からの乖離が大きくなりこの方式の特性が生かされないばかりか、一対一対応もしなくなるからである(一七頁参照)。私は租税の徴収など現銭が移動する場面での省陌は、短陌比例定数方式による換算はありえず全く別の方式(後述の短陌進法方式)がとられたと考えている。従って短陌比例定数方式の換算は会計帳簿上の陌統一の場合にのみ限られるとしておきたい。

- ① 若干文省とあっても七七陌に限らないこともある。例えば、本稿一七頁引用の『景定建康志』巻二九には、「日收四百二十五文省、係七十陌」とある。しかし「係某々陌」と註記しない。「文省」は、陌の内容が計算できるものについて調べるとほぼ七七陌を示している。
- ② 『長編』巻二、建隆二年二月
旧制、竊盜賊滿三匹者、棄市。己丑、改為錢三千、其陌八十。
同書卷三、建隆三年二月己亥
詔、竊盜賊滿五千足陌者、乃処死。
同書卷三、建隆三年十二月
旧制、強盜賊滿十匹者絞。庚寅、詔、改為錢三千足陌者、処死。
③ 『宋会要』食貨三六一一、權易、太平興國二年三月
詔、……應犯私香藥犀牙、馱所犯物処時估價、紐足陌錢、依定罪斷遣。
④ 『宋会要』職官一一六四、官告院、天聖四年七月
選人官告、小綾紙一副・木軸・小錦標・青帶、合納錢一千、中綾紙一副・中牙軸・中錦標・青帶、合納錢一千五百、並八十陌。
⑤ 『夢溪筆談』卷四、第四章註⑨に引用。
⑥ 『長編』卷二四、本章註⑩に引用。
⑦ 曾鞏『南豐先生元豐類藪』卷三五、明州擬辭高麗送遺狀
檢会、熙寧六年、高麗國進奉有使副。送明州知州通判土物、共估錢二百貫以上、九十九陌。熙寧五年及九年、有進奉使、無副使。送明州知州通判土物、共估計錢一百貫以上、九十九陌。
⑧ 高晦叟『珍席放談』卷上
東京師錢陌八十五、自河而南八十五、燕代皆以八十為陌。漢王章建言、官司出錢、陌減其三。今則凡官私出入、悉用七十七陌、謂之省陌者是已。独封贈錢輸官陌、陌猶用八十。乃唐時餘制也。
⑨ 『宋会要』職官四四一一三、紹興元年十一月二十六日
契勘、大食人使蒲亞里所進大象牙二百九株、大犀三十五株、在廣州市舶庫收管。緣前件象牙各係五七十斤以上、依市舶條例、每斤價錢二貫六百文九十四陌、約用本錢五万餘貫文省。
⑩ 陳傅良『止齋先生文集』卷一九、桂陽軍乞畫一狀
一、臣照對、本軍以銀為稅。自天禧間行之、民以為便。……紹興舉行經界、本路漕臣見得銀價大重、遂立條約、每兩折錢二貫、貫八百文足。自此始有定數。
⑪ 『宋会要』食貨一〇一二六、賦稅雜錄、乾道五年七月二十五日
詔、紹興府將前項紐計錢、省倉中界見行糶米、價直作二貫文九十九陌。
⑫ 『宋会要』食貨二八一二二、塩法、淳熙十年十二月二十一日
廣東路奉行鈔法、自紹興間、客鋪赴廣州充鈔庫入納、皆是用銀、每兩價錢三貫五十九陌八分、以示優潤。
⑬ 『江蘇金石志』卷一四、吳學統置田記一、二は、嘉泰・開禧年間に府学が家屋田地を典買した一〇件の契約を載せる。一例をあげると、一契、嘉泰四年五月内、備錢貳佰貫文九十九陌、典到在城府前何鎮自己瓦屋伍間、每日点錢壹佰貳拾文足。（第三葉表）
⑭ 『開慶四明統志』卷三、洪水灣に、川幅の擴張工事のため何氏の園地を官が買上げたことを載せ、
内一契、林千十一娘男何津買鴛子昇戸下千十地八畝二角三十七步、價錢三十貫文九十八陌。
⑮ 『宋会要』食貨七〇一八三、賦稅、紹熙三年六月九日
吏部尚書趙汝愚言、西路六州布估錢、果州和買絹、瑯刺米錢、南平軍絳綵制錢、西和州豐草監馬草錢、洋州興道馬綱草料錢、乞明詔、人戶折納見錢者、皆許用七十七足為陌、可以少寬下戶。從之。
⑯ 『長編』卷二四、熙寧四年六月丁巳
詳定編修三司令式所制定官周直攝言、在京錢院、自来酒戶沽荒不常、

難及初額、累絳更張、未究利害。推究其原、在於趨數過多、酒效亦因而多、(多)則餽賤、賤則人戶折其利。為今之法、宜減其數、增其餽使酒有限而必售、則人無耗折之苦、而官額不虧矣。請以一百八十方斤為足額、遇閏年則添額踏十五方斤。旧餽每斤一百六十八文、請增作二百文省。旧法以八十五為餽、請並紐計省錢、便於出入。旧額二百二十二方斤約計錢三十七方貫、今額一百八十方斤計錢三十六方貫、三年一閏十五方斤計三萬貫。又減小麥方餘石及人功、並不虧元額錢數、況免除趨酒戶納小官錢、借貸契書及公私費用不過每斤添支十文、令用趨無餘、官物無積。況国初趨餽二百文八十五陌、太平興國六年始減五十。并具到酒戶情願事件。從之。

(○)は『宋會要』食貨二〇一九、同職官二六一七で補う。

⑬ 『永樂大典』卷一六三四三、所引。現行の『知不足齋叢書』本には見えない。

⑭ 『永樂大典』卷一六三四三、所引。『宣穆堂叢書』所収『楊輝算法』には見えない。

錢一十八貫七百文九十八陌、欲展七十七陌官省、問得幾何。

答曰、二十三貫八百文。

この計算は、

$$18,700 \text{文} \times 0.98 \div 0.77 = 23,800 \text{文}$$

であり、九八陌による一八貫七〇〇文を一旦足陌に換算した上で、再び七七陌に換算するのである。

⑮ 比例定数としての省陌を利用した面白い表現が歐陽脩『掃田録』巻二にある。

二 銅錢と紙幣の交換レートたる短陌

天聖元年(一〇二三)、四川の交子の発行権は宋朝の手に移った。以後、紙幣の発行は通貨の不足を補う手段として用い

用錢之法、自五代以來、以七十七為百、謂之省陌。今市井交易、又越其五、謂之依除。咸平五年、陳恕知貢舉、選士最精、所解七十二人、王沂公曾為第一。御試又落其半、而及第者三十八人、沂公又為第一。故京師為語曰、南省解一百依除、殿前放五十省陌也。

この省陌は井上氏の指摘にもある通り(錢言註④論文(a))、比例定数として機能している(38+0.77=99)。但し依除については、これだけでは分らない。後述する短陌進法方式でもこの場合は同じだからである。

また内閣文庫蔵、元西園精舍刊本『新編算圖彙書類要事林広記』別集卷五、算法類に足陌と省陌の換算早見表ともいうべきものが載っている。

足数展省

一加二(三の誤) 二加六 三加九 四加十二 五加十五 六加十八
七加廿一 八加廿四 九加廿七 十与一同

省数帰足

一七七 二一五四 三三卅一 四三小八 五三八五 六四六一七
五卅九 八六一六 九六九三 十与一同

足数展省は、 $10 \text{足} + 0.77 = 13$ ($= 10 + 3$)、 $20 \text{足} + 0.77 = 26$ ($= 20 + 6$)、 $50 \text{足} + 0.77 = 65$ ($= 50 + 15$)、等々を意味し、省数帰足は各々、1 壺 $= 77 \text{分}$ 、2 壺 $= 154 \text{分}$ 、等々を表わす。

⑯ 『宋會要』食貨二一三六、塩法

每斤八十三文五分九厘足、展省計一百單八文五分六厘。

られ、南宋期には東南会子、湖広会子、錢引、淮南交子、見錢関子等何種類もの紙幣がそれぞれ設定された通行地域の範囲内で流通した。これらの紙幣はいずれも現錢と同じく貨幣単位に貫文を用い、当初は現錢との兌換が可能であった。しかし紙幣は安易な財源確保の手段と化し易く、時代が下るにつれて発行額が膨脹し、その価値を下落させた。かかる長期的の下落に加えて紙幣の価値は短期的にも変動する。紙幣の複雑な価値変動は価格体系に混乱をもたらすが、その混乱は紙幣が現錢と同じ貨幣単位を用いることによって惹起される。額面は同じでも実質の異なる紙幣と現錢の間には相場が立てられねばならないのである。そしてこの相場は、紙幣の長期的下落の趨勢のもとで、まさに紙幣と銅銭が貨幣単位を共有することによって銅銭の紙幣に対する短陌となつてあらわれる。この種の短陌は、会計の統一のための省陌、商品流通の特質がひきおこす短陌とは異質のものである。だが当時の人々は、銅銭自体の短陌と紙幣銅銭間の交換レートたる短陌とを必ずしも区別しないのである。呉自牧は銅銭の錢文、鑄牌について述べたあとにいう。

元と都市の錢陌は七十七陌を用う。近來民間減じて五十陌と作して行市通使す。官司又た会関子を印造し、十五界自り十八界に至るまで行使す。咸淳年間に至り、賈秋壑相為るの日、法を変え金銀関子を増造し、十八界三貫を以て一貫の関子に進じ、天下通行す。

頒行自因りの後、諸行百市、物貨湧貴し、錢陌消折す。（『夢梁錄』卷二三、都市錢會）

錢陌が消折するとは、金銀関子の銅銭に対する相場が際限なく低下したことをいう。この錢陌は紙幣と銅銭の間に生じる短陌なのである。^③

では、紙幣と銅銭は短陌を媒介にしてどのように換算されたのであろうか。淳祐七年（一二四七）ごろ成立した秦九韶『數書九章』卷一、推庫額錢に適切な例題がある。

問う。外邑七庫有り。日び納むる息の足錢は適等す。逐年、貫を成して整納す。近ごろ見錢希少なるに縁り、各庫当処の市陌に照らして旧會を準解するを聴す。其れ甲庫は零錢一十文有り。丁庚二庫は各おの零四文、戊庫は零六文、餘庫は零錢無し。甲庫の所在の市陌は一十二文、一文を遞減して庚庫に至りて止む。諸庫日息の元納の足錢・展省、及び今納の旧會并びに大小月分各おの幾何なる

やを求めんと欲す。

答に曰く、諸庫元納の日息足錢二十六貫九百五十文、展省三十五貫文。

甲庫日息の旧会二百二十四貫五百一十文。

大月旧会六千七百三十七貫五百文。

小月旧会六千五百一十二貫九百二文。

〈乙庫以下略〉

この例題は十三世紀中葉の会子の下落が著しかった通貨事情を反映し、市陌が甲庫の一二から庚庫の六までかなり低く設定されているが、市陌が県ごとに異なること、また市陌による会子と銅錢の換算とは別に銅錢足錢を展省する官省七七陌の計算もされ、市陌と省陌が異なるものであることが分る。

さてこの例題で注目すべきは「零錢」の計算である。例として甲庫を取り上げると、甲庫の日息足錢すなわち銅錢二六貫九五〇文を市陌一二で（会子一〇〇文＝銅錢一二文）、旧会に換算すると解答の二二四貫五一〇文となる。この一〇文が零錢である。仮にこの換算を会計帳簿の省陌の計算方法にならない、市陌一二を比例定数として用いると、

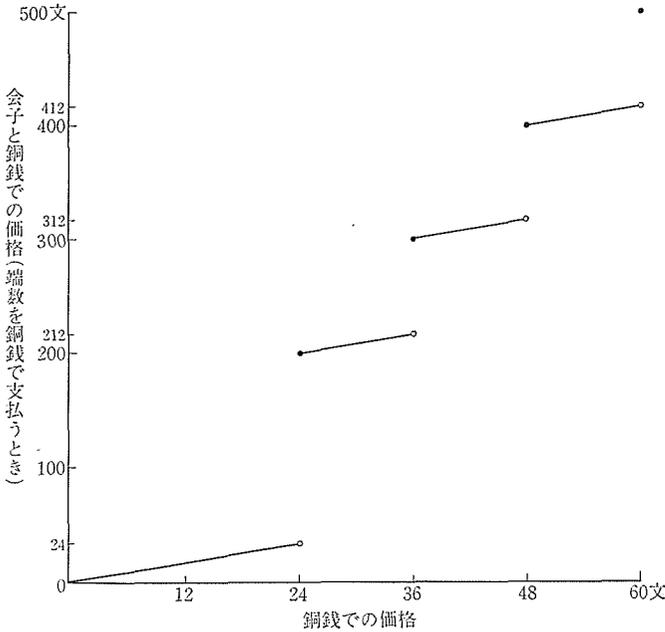
$$26,950\text{文} \div 0.12 = 224,583.333\text{……文}$$

となり、小数点以下を切り上げてでも解答とは七四文の誤差が生じる。正しい計算は、

$$26,950\text{文} = 2245 \times 12\text{文} + 10\text{文}$$

であり、二二四貫五一〇文とは、二二四五陌十一〇文の意味なのである。すなわち二二四五は銅錢十二枚を内容とする陌の個数を表わし、一〇文の零錢は銅錢十枚のことである。陌はこの場合、十二進法の位取りを意味し、一一文までは銅錢の個数で数え、一二文を一陌（二百）、一三文を一陌一（二百一）と数えるのである。以下この種の換算方法を短陌進法方式と呼ぶことにしよう。

グラフ I 市陌12の場合の価格



〔註 会子は額面 200 文、300 文、500 文、1 貫、2 貫、3 貫の 6 種がある。〕
 従って銅銭での価格 23 文以下は、すべて銅銭で支払われる。

グラフ I は、市陌一二のとき、銅銭足数で示される価格と、会子・銅銭を混ぜて支払うときの価格の対応関係を示したものである（端数を銅銭で支払うと仮定する）。財貨の交換価値は銅銭のみの価格で表示することができるが、銅銭・会子を混用する価格では比例的に表示されず、空白の数値が生じること（例えば二四〇一九九文）に注意すべきである。もちろん二

〇〇文のように端数がなく会子のみで支払可能の場合には銅銭表示の価格と比例するが、このような場合は偶然的である。

ところで会子は発行の初めから額面一貫文は銅銭七七〇文足に相当すると定められていた^⑤。これを七百七十陌^⑥というが、七七〇文足を一まとまりとして一貫とするという意味ではない。会子の額面に二〇〇文、三〇〇文、五〇〇文、一貫、二貫、三貫の六種があることに注目し、六種を貫く原則を求めれば、七七を一〇〇とする意味でなければならず、七百七十陌とする理由もそこにある。このことは些細な相違ではない。例えば、銅銭八五〇文足の商品を銭会混せて支払う場合を想定しよう（端数を銅銭で支払うと仮定する）。七七陌なら一貫一陌三文（ $850 \times 2 = 1700 + 30$ ）となり、一一陌分は会子で三文は銅銭で支払うことになるが、七七〇文を一貫とする換算な

ら一貫八〇文(850文=1×770文+80文)であり、一貫は会子、八〇文は銅銭で支払うことになる。短陌はあくまで百未満の値を百と数えることであって、千未満の値を千と数えることではない。七百七十陌は七七陌を十集めたものなのである。会子を始めとして紙幣は七七陌から出発する。このことは、紙幣と銅銭とで表わす価格には財貨の交換価値を比例的に表現できないという矛盾が初めから存在したことを意味している。財貨の交換価値は原理的に銅銭(もしくは鉄銭)という鑄貨によってしか表わすことができないのである。

① 『宋会要』食貨七〇一〇八、賦税、嘉定七年四月三日

尚書省勘会、安辺庫所拘權到、困田、昨来本所申請、每畝歲納官會一貫、及有一貫二百文去處。緣其時米價高貴、會價減損、故立定錢數、未為過當。近年幸值豐稔、米直匯平、官會錢陌復旧、合議施行。

② 金銀関子は見錢関子、銅錢関子、金銀見錢関子などともいう。曾我部静雄『宋代財政史』一九四一年、二九五頁。

③ 葉適もいう。『水心先生文集』卷二五、朝請大夫提舉江州太平興國宮陳公墓誌銘

慶元二年、以戸部為湖広総領。總司先造會子、佃益賤減、省百緡直五十、命曰短錢、相承莫能革、更規以自利。

④ 会子と銅銭の交換レートが地域的に異なることは、王圻『統文獻通考』卷一七、錢幣考、会子、に引く袁説友の疏にもいう。

竊聞、都下官會又復虧折、一千官會、雖得七百二十十見錢、而砂毛減輕錢、一千之内、率有二三十焉。是實得七百以下也。零會則折聞

又甚矣。然亦未至如外郡之尤弊也。今近在輔郡如浙西之湖秀・浙東之婺越、足兌一千而得六百七十八分矣。而砂毛減輕亦在焉。稍遠而衢信、又遠而建劍、遠而江東西、則一千止得六百以下矣。愈遠則愈輕、愈輕則愈不用、官會之弊至此甚矣。

⑤ 呂午『左史諫草』監簿呂公家伝

会子起於孝廟、用四川紙印造、一貫準銅錢七百七十足。

なお、東南会子以外の紙幣も同様に一貫が銅銭ないし鉄錢七七〇文足に相当した。曾我部本章註⑨前掲書、二七七頁。

⑥ 現在、北宋錢引の銅版が伝わっているが(彭氏緒言註⑨前掲書第四二圖)、その文面に、

除四川外、許於諸路州縣、公私從便主管、並同見錢、七百七十陌、流転行使。

とあるほか、紙幣を論じる文章に「七百七十陌」が散見する。

三 商品流通と短陌

孟元老『東京夢華録』卷三、都市錢陌は、周知の如く、北宋末開封で業種商品別に異なる短陌が使用されていたことを伝えている。

表Ⅱ 民間取引の短陌

48陌	諸州私用	太平興國 2 (977)		②
72陌	市井交易	咸平 5 (1002)	開封	③
74~75陌	衣服繭帛	大中祥符 3 (1010)	" "	④
98陌	米	熙寧 1 (1068)		⑤
72陌	魚肉菜	北宋末	開封	
74陌	金銀	"	"	
68陌	珠珍、 厘備、 虫蟻	"	"	
56陌	文字	"	"	
75陌	街市通用	"	"	
60陌	絹絲	乾道 6 (1170)	滋州	⑥
70陌	土地貨錢	淳祐 1 (1241)	建康府	⑦

都市銭陌、官用七十七、街市通用七十五、魚肉菜七十二陌、金銀七十四、珠珍・雇婢妮・買玉蠶六十八、文字五十六陌、行市各有長短使用。

官用七十七とあるのは、国家と社会との間での交換、租税支払に用いられる省陌のことであるが、街市通用七十五とは何であろうか。「行市各おの長短使用する有り」とあるから、同業の商人組合「行」は各々独自の短陌を使用しているであり、あらゆる行で通用する共通の短陌があったわけではないだろう。また七五陌が先述の紙幣と銅銭の交換レートであった可能性も殆どない。なぜなら北宋末の開封で交子（銭引）が通用したのは、崇寧四年（一一〇五）ごろから大觀三年（一一〇九）にかけてわずか数年間にすぎず、当時はまだ重要な貨幣となっていなかったからである。^① 孟元老のあげた短陌

を見ると、絹帛、米麦、菜、花果などの主要な行市の短陌がない。開封にはもっと多くの行市があったのだから、挙例以外にさらに多くの短陌が使用されたはずである。おそらく街市通用七十五とは、市中の各行で使われた短陌のうち最も普通のをさすのであろう。表Ⅱは『東京夢華録』に見える短陌と、それ以外の民間取引での短陌（軍人が私人として交易する場合を含む）の事例をあわせて表示したものである。

さて問題は同一地域で業種商品別に短陌が異なることを如何に理解するかである。陌はこれまでの記述から明らかなように、直接表面には出ないけれども貫を内部で規定するものであり、文とともに貨幣の基本的な計数単位である。しかも陌は銅銭の価値変動とは連動しないで任意に内容を定めることが可能であり、文とは相互に独立した単位であった。短陌の相違は厳密には計数方法の違いにすぎないのであるが、文と陌の相互の独立性によって銅銭は事実上、文と陌という二重の単位で計ら

れる貨幣という外観を呈することになる。すなわち文で計られる一枚一枚の個別の銅銭が一つの貨幣であるのと同様に、陌でくくられる一まとまりの集合が、言わばまた一つの「貨幣」の如く用いられるのである。前引『透康細草』に「省錢」「七十二陌錢」というのが端的に示すように、当時の人々は陌の相違を計数方法の違いというより、貨幣の種類相違の如く意識している。以下、比喩的な表現であるが、陌という計数単位でまとめられる一つの集合を陌を単位とする「貨幣」と称することにする。

具体的な貨幣使用の場すなわち商品流通の過程においては、文より陌の方がより重い意味をもつ計数単位である。しかも陌の値は行市によって異なっていた。これらのことは各行市で異なる「貨幣」が通用していたことを意味している。同一地域における業種商品別の短陌とは、実は商業の種類によって異なる「貨幣」が通用することなのである。陌の構成要素たる一枚一枚の銅銭はすべての業種で共通するが故に、陌の相違は価格体系の相違として現象するが、本質的には計数方法の相違に基づく通用貨幣の相違ということができよう。

これは宋代における商品の生産流通がまだ孤立分散的であり、全体が一つにまとまっていないうことに基づくと思われる。ある一つの商品の生産流通が他の商品の生産流通と十分結合していないなら、それぞれの商品の流通過程にそれぞれ一種類の貨幣が対応してもおかしくない。もちろん宋代には邸店や牙人等の仕入卸売機構が発達し、購入——販売という流通過程の連鎖は拡大しつつあった。だが販売を目的とする商品生産が経済全体を基本的に規定する段階にはほど遠いのである。価値法則の貫徹しない時代にあつては、すべての商品の交換価値が同一の貨幣で計られる必然性はない。宋代における生産と流通の孤立性の強さが、各商品の流通過程に独自の「貨幣」を生み出し、「貨幣」の統一すなわち陌の統一を要請しないと考へたい。

宋代における業種商品別の短陌は、取引の主体から見れば行による短陌の相違である。これは行による貨幣規制とも言え、宋代の行の性格を考える際の示唆を与えるものと思われるが、取引の主体が行でない場合、陌はどのように設定され

たのだろうか。『景定建康志』卷二九、置書院、の次の記事が参考になる。

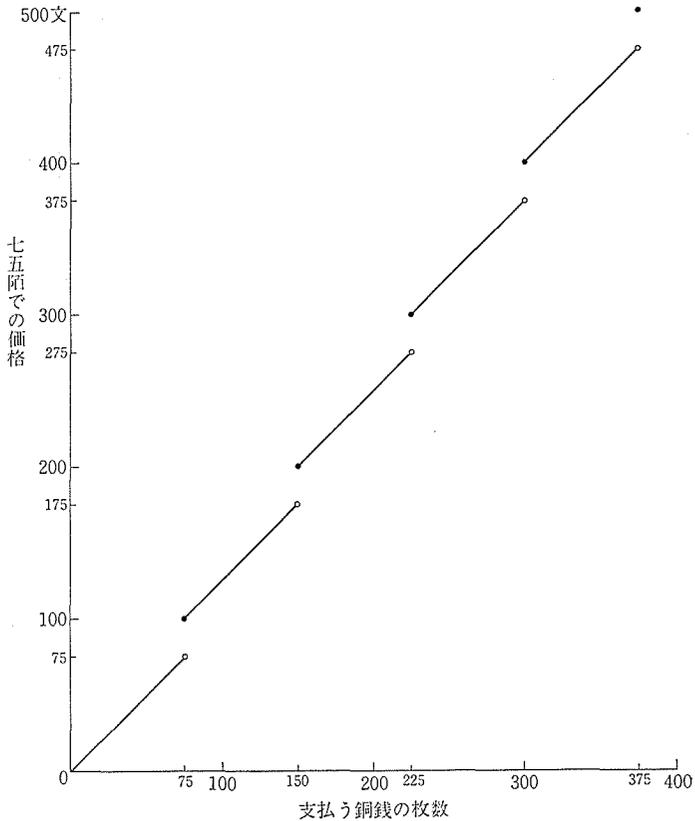
丫頭巷北街白地貨錢、官減するの外、日びに一貫一百四十文足を収む。崇道橋南馬司寮前白地貨錢、官減するの外、日びに四百二十五文省、七十陌に係るを収む。雜行街魚市街籬行口房廊屋貨錢、官減するの外、日びに二百六十文省を収む。

建康府の明道書院は、城内二箇所からの白地貨錢、一箇所からの房廊屋貨錢を収入とするが、それぞれの貨錢の陌は足陌、七〇陌、七七陌とすべて異なっている。これは同一地域で同一種類の物件が同一主体によって取引される場合であっても、陌を単位とする「貨幣」の異なることがあることを示している。社会で異なる「貨幣」が通用する状況下では、行でない取引主体は契約の時どの「貨幣」を用いるか決めなくてはならないのである。

次に商品流通に関わる短陌の計算方法を考えてみよう。すでに足陌と短陌の換算には二通りの方式のあることが分っている（なお二方式以外に換算の方法はないと思う）。一つは国家の会計上、省錢に換算するときの、省陌を比例定数とし端数を切り上げる短陌比例定数方式であり、二つは紙幣と銅錢の換算で用いられる短陌進法方式である。両方式は多額の換算に用いられるときはさほど大きな差を生じないが、少額の換算では差の割合が大きくなる。

商品流通の場面を想定するとき、日常の数文ないし数十文という少額取引にも適用しうる方式でなければならないことは明らかであるが、このとき短陌比例定数方式ではしばしば矛盾が生じる。例えば、二三文七五陌の商品と二四文七五陌の商品を買うとき何枚の銅錢を支払うかを考えると、短陌比例定数方式では二つの商品いずれも一八文足を支払うことになり、二つの価格を区別しえないのに対し $33 \times 0.75 = 17.25$ （譯錢上）、 $24 \times 0.75 = 18$ 、短陌進法方式では各々二三文足、二四文足を区別できる。一般に短陌比例定数方式では、しばしば短陌による価格を足錢に直すとき区別しえない場合が生じるが、短陌進法方式ではあらゆる場合に区別が可能である。さらに九八陌、九九陌のようなとき、短陌比例定数方式では不合理が目につき殆ど無意味と言わざるを得ないのである。現実に現錢がやりとりされる場あつては短陌比例定数方式はあり得ず、短陌進法方式がとられたに違いない。

グラフⅡ 短陌75の場合の価格



のである。陌の内容がいかに任意であっても百より大きい長陌は実用にはならない。これに対して短陌は陌が百にとってかわり、しかも陌を百と表記するところに秘訣があるといえよう(前引『数書九章』に「二百二十四貫五陌二十文」でなく「二百二十四貫五百二十文」と表記されたことを想起されたい)。これまで陌が百未満であることを銅銭の社会的評価の上昇と等置して

具体的な貨幣使用の場での計数方法が短陌進法方式以外にないということは、なぜ陌が百より大きい値(いわば長陌)をとらず、必ず百未満であったかの理由になる。本来、陌が文と価値関係になく任意に値を設定できるものであるなら、陌が短陌である必然性はなく長陌であってもよさそうである。単なる代数の問題としてなら、例えば一〇文を陌文と数える一一〇進法を想定することができ、二二五文足なら一陌一〇五文($215 \equiv 1 \times 110 + 105$)と表記すればすむ。しかし漢数字で位取り単位も合わせて表記すれば、一陌、一百、五文となってしまう、(千貫)と百の間に陌という位取りが入って混乱を生じる

理解しようとした。しかしこれを想定しなくても、行が貨幣規制に乗り出したとき、新たな貨幣を発行するのではなく、独自の計数単位の設定という形で規制を行えば、それは短陌にしかならないのである。^④

グラフⅡは、七五陌のとき短陌表示の価格と足銭の関係を示したものである。縦軸は価格、横軸は支払う銅銭の枚数を表わす。短陌による価格は銅銭の枚数で示される財貨の交換価値と一対一対応はするが、比例しないことに注目したい。すなわち短陌による商品の価格は、その商品のもつ交換価値を正しく表現できないのである。

こうして宋代における商品価格は短陌の存在によって原理的に交換価値を表示しない価格であった。しかも短陌は業種商品別にまたは行ごとに異なる値が通用した。宋代の商品流通とその前提たる社会的分業の進展は著しいものがあつたといえ、かかる短陌の普遍的な存在に反映するのは、社会的分業の非統一性すなわち個別の生産流通の過程を社会的に統一する内部の契機——社会的平均労働——の未成立である。

清代の学者は短陌を論じるとき、六朝・唐宋の文献に見える短陌と、目の前で用いられる清代の短陌とを同一次元で捉える。^⑤これは短陌という現象が共通するためであるが、趙翼が明嘉靖三年（一五二四）の詔に「銀一錢毎に、好錢七十文、低錢一百四十文に直つ」とあるのを引用するのが端的に示す如く、その短陌の背景には、品位の差が厳密に意識される銅錢とすべての財貨の交換価値を統一的に計量しうる銀が存在する。清代の短陌は銀が価値尺度機能を獲得した以後のものであり、また商品経済の発展も宋代よりはるかに進行したときのものである。^⑥ここで詳論する準備はないが、清代の短陌の貨幣経済にもつ意義は自から宋代と異ならざるを得ないであろう。

① 『宋史』卷二八一、食貨志、金子

② 『崇寧四年』時錢引通行諸路、惟閩浙湖広不行。趙挺之以為閩乃蔡京鄉里、故得免焉。……（大德）三年、詔錢引四十一界至四十三界母収易、自後止如天聖額書放、銅錢地内勿用。

③ 『長編』卷一八、本文二五頁に引用。

④ 『埭田錄』卷二、第一章註⑤に引用。

⑤ 『宋會要』食貨三七五、市易、大中祥符三年八月

詔皇城司言、察知京城市肆、以諸軍賜冬服繒帛、其用錢貨易、不依宣命衆約、每百不盈七四五、有雖稱省陌、由貫除錢三十。

この文章はこのままでは意味がきちんと通らない。脱文、誤字がある

と思われる。

- ⑤ 『永樂大典』卷七五〇七、所引『元豊類纂』奏論常平三等糶糴解科不便狀

当州上項年内、貴価毎斛七十五文、平価七十文、賤価六十文至六十二文、九十八陌。

この上奏は佚文を輯録した『管窠集』一九八四年北京中華書局排印本にも収められていない。

- ⑥ 樓鑰『攻媿集』卷一一二、北行日録、乾道六年正月十五日

好絹每疋二頁五百文、絲每兩百五十文(並六十陌)

- ⑦ 『景定建康志』卷二九、本文一七頁に引用。

- ⑧ 宮下緒言註③前掲書二二三・二四頁に既に指摘がある。

⑨ 行が短陌の値を設定するとき、どの値を選ぶかは任意である。それは井上氏が問題とされたような諸要因(緒言註④の(1)(3))によっても考えられるし、またその行にとって特別の意味を持つ値が選ばれたのかも知れない。

- ⑩ 顧炎武『日知録』卷一一、短陌。高士奇『天祿識餘』卷上、錢陌。

四 短陌対策の変遷

唐宋期における様々な短陌が孤立的な商品流通の生み出す様々な「貨幣」の意味を事実上もつ以上、短陌慣行の展開した時期は商品経済発展の歴史的な一段階を示すものであり、国家の短陌対策はかかる商品経済への歴史的な対応を表現するものである。ここで唐宋間の短陌対策を跡付け、短陌慣行と省陌制度の歴史的限定性をより明確にしよう。なお短陌は六朝期にも見られるが、当時の通貨問題は唐宋期とかなり異質であり、短陌のもつ意味もおそらく異なっていたと思われるから、ここでは扱わない^⑪。

褚人穫『堅瓠廣集』卷四、錢陌。趙翼『陔餘叢考』卷三〇、短錢。梁

- 紹王『兩般秋雨盦隨筆』卷二、短錢。閻名撰『錢幣考』卷上、綜論。
⑪ 趙翼は高士奇の『天祿識餘』を引いたあとでいう。

按京師習俗、以官板錢一當兩。凡貿易議錢一百、實則用五十。統通考記、嘉靖三年、詔每銀一錢直好錢七十文・低錢一百四十文。是前

明已有低錢兩當一之令矣。贖賞之類、或以三十五文為百。三十五文已足七十文。於古七十為百之數、已不甚懸絕也。『陔餘叢考』卷三〇、短錢。

趙翼が引用する明嘉靖三年詔は、王圻『統文獻通考』卷一八、錢幣考、皇明錢法にある。

- ⑫ 彭信威氏によれば、宋代の銀の貨幣としての機能は、価値尺度でも流通手段でもなく、ただ富の蓄藏手段及び特定の支払い手段にすぎない(緒言註⑤前掲書二七四頁)。銀が価値尺度としての機能を獲得するのは元代になってからである(同右三七八頁)。

- ⑬ 足立啓二「大豆粕流通と清代の商業的農業」、『東洋史研究』三七・三、一九七八年。

さて唐代の短陌問題で注意を要するのは、いわゆる除陌銭との混同である。陳明光氏によれば唐の除陌銭には三つの種類がある。^②一は交易税で、取引額一貫ごとに税銭を徴収するもの。^③二は、内外給用銭の抽貫すなわち官が他の官もしくは民間に支払いをするとき一貫につき幾許かの銭を控除するもの。三は、唐後期の銅銭不足の状況下で生じた新しい貨幣流通の形式。毎貫若干文を控除した上で一貫の価値を与えたもの。

陳氏の研究は従来の短陌研究の不備を大幅に修正した点で意義が大きい。商品流通にかかわる短陌は陳氏のいう第三の除陌であるが、氏の観点によって第一第二の除陌との混同を避けることが可能となったからである。しかし陳氏の第三の除陌に関する見解には依然として曖昧な点も残されている。それは、この種の短陌が銅銭不足に起因するとする点、またそれが他の二つの除陌と同様、貫からの控除とする点である。ここで重要なのは後者である。紙幣と銅銭の交換レートたる短陌を扱った第二章の検討によれば、短陌進法方式をとる短陌は百からの控除であって、千からの控除ではなかった。この検討結果は同じく短陌進法方式をとる、商品流通と関わる短陌についても完全に妥当する。このことは短陌形成史を考察する際の重要な手掛りとなる。そこでは貫から控除されるものは関係がなく、従来しばしば短陌の公定とみなされた、天宝九載（七五〇）の九八〇文、^④長慶元年（八二二）の九二〇文を一貫とする詔勅は、いずれも陳氏の第一ないし第二の除陌に関するものとなる。公定九八陌、九二陌の短陌は存在しないのである。そこで社会における具体的な貨幣計数の方法としての短陌（商品流通に関わる短陌）に関する資料を順次検討しよう。^⑥

(一) 貞元九年（七九三）三月 『旧唐書』卷四八、

勅す。陌内の欠銭は法として当に禁断すべきも、捉搦に因りて或いは亦た茲を生ぜんことを慮る。人をして従い易から使むるは擾さざるを切とす。今より已後、交関に因りて欠陌銭を用いる者有れば、宜しく但だ本行頭及び居停の主人・牙人らをして檢察送官せしむべし。如し容隠すること有れば、兼て物を売り銭を領する人の糾告するを許す。其の行頭・主人・牙人は重く科罪を加う。……

流通に関わる陌内欠銭すなわち短陌の初出の事例である。この短陌が八世紀末には発生していたこと、行頭・居停主人

(郵店)・牙人の監視を通して禁止の対象となったことが分る。逆に言えば足陌の強制である。

(二) 元和四年(八〇九)閏三月 同書

京城、時用の錢、(a)每貫頭二十文を除き、(b)陌内に錢を欠き、(c)及び鉛錫錢等有り。(以下、貞元九年敕を引く)

(三) 元和十四年(八一九)六月 同書

勅す。応^まゆる諸軍諸使に屬して、更に、時用の錢、(a)每貫二十文を除き、(b)足陌内に錢を欠き、(c)及び鉛錫錢有るを犯す者有り。宜しく京兆府をして項に枷して収禁せしめ、本軍本司に牒報し、府司、人を差して軍に就き及び看決すること二十。如し情状容し難く、復た違拒する者有れば、仍お府司をして聞奏せしめよ、と。

この二つはいずれも貨幣使用に関わる三つの項目の禁止から成り立つ。(a)每貫二十文の控除の禁止は、本来国家が財政支出に際して行使する除陌錢の抽貫を、諸軍諸使の軍人が私的に行使するのを禁じたものであろう。(b)陌内欠錢の禁止は短陌を貨幣の不正使用とみて禁止したもの。元和年間、民間の短陌は七〇に至ることもあったといわれる。^⑦(c)鉛錫錢の禁止は私鑄錢の禁止である。なお(三)元和十四年勅は諸軍諸使を対象とするが、これは禁令を犯す者に軍人が多かったためである。^⑧

(四) 長慶元年(八二二)九月 同書

勅す。泉貨の義、貴ぶ所は流通なり。(a)聞くが如くんば、比来用錢、所在除陌一ならず。其の人の必ず犯すを禁ぜんよりは、未だ俗の宜しき所に従い、交易往来、務めて守る可からしむるに若かず。(b)其の内外公私給用の錢は、今従り以後、宜しく每貫一例に八十を除塾し、九百二十文を以て貫と成すべし。更に加除する有り、及び陌内欠少するを得ず、と。

この勅は二項目から成り立つ。(a)は社会で用いられる様々な短陌をそのまま容認したもの。貞元九年以来民間の短陌使用は厳しく禁止されたが、繰り返される禁令は逆に民間の短陌使用の進行を物語る。この時点で唐朝は遂に多様な短陌の存在を公認したのである。足陌の強制にせよ短陌の公定にせよ、陌を単位とする「貨幣」の統一を意味するが、ここでは

かかる統一政策が一旦放棄されたことになる。一方(b)は内外給用銭の抽貫額を八〇文と定めたもの。この額を増減したり、陌内から控除することは禁止される。つまり内外給用銭一貫から八〇文を抽貫する方法は、十陌（＝一貫）のうち一つの陌から控除するのであり、他の九陌は各々一〇〇文足なのである。すなわちこの時点では、社会の短陌使用に対し国家は足陌使用であった。ちなみに言えば、内外給用銭の抽貫を除陌銭と称するのは陌ごとに結び目のある貫の一陌から控除されるからであろう。この長慶三年勅には(二)(三)にあった鉛錫銭の禁令はみえないが、禁令が解除されたのでないことは、太和三年（八二九）の禁令から分る。陌を単位とする様々な「貨幣」が社会で自然発生したことに注目すれば、それはまた事実上の「私鑄銭」とも言うべき意義をもつ。従って長慶元年勅は、本来の私鑄銭の禁止を維持したまま、事実上の「私鑄銭」を容認したものである。

(五) 昭宗（八八八～九〇四）末年 『新唐書』卷五四

京師の用銭、八百五十を貫と為し、每百纒に八十五、河南府は八十を以て百と為すと云う。

(六) 天祐二年（九〇五）四月 『旧唐書』卷二〇下、哀帝紀

勅す。向來の事例に准りて、每貫抽除するの外、八百五十文を以て貫と為し、每陌八十五文。聞くが如くんば、坊市の中、多く八十を以て陌と為し、更に除折すること有り、頓に旧規に爽たがう。河南府に付し、市肆交易は並びに八十五文を以て陌と為し、更に改移すること有るを得ず、と。

(六)の天祐二年勅は注目すべき点が多い。第一に、文献上短陌公定を明記した最初と思われるが、「向來事例」「頓爽旧規」とあり、また(五)に八五陌が記されているから、この時初めて公定したのではない。但し最初の公定は(五)の九世紀末以前には遡らないだろう。^④第二に、坊市の中では八〇陌が多かったという。つまり八〇陌が普通でその他様々な短陌が使用されていたことになるが、このような社会の様々な短陌使用を唐朝は禁止し八五陌に限定したわけである。これは陌を単位とする「貨幣」を一般に通行するものより高い品位で統一し、事実上の「私鑄銭」を禁止したことを意味し、長慶元年勅の

明確な否定である。但し(五)(六)が唐滅亡の直前であることを考えると、この短陌統一政策にどれほどの効果があったかは疑わしい。第三に、この勅は河南府を対象とする。では河南府以外ではどうだろうか。これについて参考になるのは、北宋末の人高晦叟の記述である。

唐京師の錢陌は八十五。河より南は八十五。燕代は皆な八十を陌と為す。〔『珍席放談』卷上〕

典拠は不明だが、地域によって公定短陌が異なっていた可能性もある。^①

(七) 後唐同光二年(九二四) 『旧五代史』卷一四六

度支奏請す。府州鼎鎮に勝示し、軍民商旅、凡そ買売すること有れば、並びに須らく八十陌錢を使うべし、と。

(八) 後唐天成二年(九二七) 『文獻通考』卷九

勅す。買売の人、使う所の見錢、旧より条流有り、每陌八十文。近ごろ訪問するに、在京及び諸道の市肆人戸、皆な短陌を將つて長錢と轉換す。今後凡そ買売すること有れば並びに須らく八十陌錢を使うべし。如し輒りに短錢を將つて興販すること有れば、所在に仰せて收捉禁治す、と。

(七)(八)は後唐朝が領域内の一切の交易に八〇陌錢を強制しようとしたものである。(七)が詔勅として發布されたか否かは確認できないが、(八)から天成二年以前に既に八〇陌が公定されていたことが分る。但しこうして繰り返されているから現実にはその他の短陌も勿論使用されている。長錢は八〇陌、短錢は八〇陌未満のものをさす。短錢での興販が禁止されたのであるから民間使用の短陌は実際には八〇陌以下が普通だったのであろう。とすれば、ここでも八〇陌の公定は、陌を單位とする「貨幣」を現実に行通するものより高い品位で統一しようとしたことを意味する。公定八〇陌は当然国家も使用するが、時には足陌も用いられており、^② 国家使用の陌は実際には目的に応じて使い分けられている。

(九) 後漢乾祐年間(九四八〜九五〇) 『資治通鑑』卷二八九

旧と錢の出入は皆な八十を以て陌と為す。(十) 王章、始めて入る者をして八十、出づる者をして七十七とせしむ。これを省陌と謂う。

支出と収入とで使い分けられる短陌は、もちろん差額を財源とする意図から出たものであり、それまでの短陌公定が「貨幣」統一策であったのとは次元を異にする。内外給用銭の抽貫たる唐の除陌は、その滅亡後少くとも文献上除陌としては伝わらない。私は抽貫としての除陌は消滅したのだと思うが、この乾祐の差額短陌公定は、唐の抽貫が貫から陌に単位を変えて復活したものであろう。しかもこの時には既に後唐以来の八〇陌が財政上の基準値として定着していたのであるから、新たな差額短陌は八〇未満の値として七七が任意に選ばれたわけである。それゆえ七七陌は貨幣経済、商品流通の展開から直接生じたものではない。

(十) 宋太平興国二年（九七七）九月 『長編』卷一八

国初、漢制に因り、其の輸官亦た八十或いは八十五を用う。然れども諸州の私用、猶お各おの俗に随い、四十八銭を以て百と為す者有るに至る。丁酉、詔して所在悉く七十七を用いて百と為し、千銭毎に必ず四斤半以上に及ばしむ。

宋初、国家使用の短陌は後漢の制度を継承し収入には八〇ないし八五陌を用いたという。明言されていないが、おそらく支出は七七陌だったのであろう。これに対し民間使用の短陌は統一されずに公認されていた。後唐のとき再公定された民間の短陌八〇は宋初までに崩れさっていた、というよりも社会への公定短陌の強制はおそらく一度も実効がなかったのである。従って太平興国二年の七七陌公定もまた、社会では殆ど意味をもたなかったに違いない。むしろこれ以後、社会に公定短陌を強制する記事がないばかりか、宋初から様々な短陌の使用が確認されるのである（表Ⅱ）。社会における様々な短陌使用は北宋の早い時期に結局は全面的に容認されたと思われる。それならば太平興国二年の七七陌統一のもつ意味は国家の貨幣使用にこそ関係する。これによって差額短陌のもたらす財源は失うことになるが、七七陌統一とセットにして銅銭一貫の最低重量を規定したことにあらわれるように、何よりも貨幣自体の規格とその計数方法すなわち陌単位「貨幣」の規格が与えられたのである。

以上、八世紀末以降における短陌政策の推移を概観した。それは宋人の叙述とかなり違うものであった。^⑭次にこの過程

の特徴を考えてみよう。

第一に、この過程は社会の自然発生的な短陌と国家による公定短陌の展開という二つの過程に分けられるが、八世紀末には出現していた社会の短陌に対し、初め国家は禁止をもつて臨み足陌を強制した。この政策が転換したのは八二一年であり、社会での様々な短陌使用を容認する一方、国家は足陌を使用した。国家が短陌使用に踏み切ったのはおそらく九世紀末であり、文献上確認できるのは九〇五年の時点である。国家財政における足陌の放棄と短陌の採用は、会計の統一のためであっただろうが、短陌の公定——それも財政上だけでなく、社会の様々な短陌を統一する公定——を伴っていた。但しこの八五陌の公定の時期は唐朝の最末期にあたっており、とりわけ社会においては実効はなかったと思われる。ついで後唐は、社会・国家財政ともに八〇陌を採用、後漢は国家財政に出納によって八〇陌と七七陌を使い分ける差額短陌を導入し宋初に及んだ。差額短陌は従来の短陌政策「足陌強制↓容認↓公定」が貨幣政策の意味をもつとは異なり、財源創出の手段にすぎなかった。宋初九七七年における七七陌への統一は、その後これを社会に強制した形跡がないことから、国家財政に基準値を与えたものといえるが、現実の財政運用にあたっては時に様々な短陌が使い分けられた。このように国家による公定短陌の制定は社会における短陌の発生より少くとも一世紀は遅れた。それは国家が足陌使用を堅持したためであるが、究極的には国家の貨幣使用と雖も社会の貨幣使用の方法に規定される以上、結局は現実とかけ離れた足陌を維持しえなくなったのである。

ところで第二に、宋代における短陌は前述した如く、国家の会計帳簿上の省陌と、国家及び社会で実際に現銭が移動する場合の短陌とで、足陌との換算方法が異なっていた。そして帳簿上の省陌の換算方式すなわち短陌比例定数方式の機能は、様々な短陌や足陌を会計上統一することであった。つまり省陌が成立するためには、原則として国家が統一短陌を使用すること、及び国家が社会における様々な短陌使用を公認していることの二つの条件が必要である。とすれば唐宋及び後唐の公定短陌は社会の様々な短陌を公認していない点で、後漢の差額短陌は会計の統一が図られていない点で、いずれ

も宋代の公定短陌Ⅱ省陌とは本質的に異なるものである。しかも唐宋五代の公定短陌は、それが社会の貨幣使用の趨勢に規定されて制定された経過から推して短陌進法方式による計数がとられたのに違いない。¹⁵宋代財政上の省陌は、その機能と計数方法から見てまさに宋代独自の短陌なのである。

第三に、唐末以降制定された国家の短陌は、社会使用の平均的短陌より若干高めに設定されている（例の八〇と八五、Ⅳの短銭と長銭、『婦田録』に記された宋初の依除七二と省陌七七、『東京夢華録』に記された北宋末の街市通用七五と官用七七）。つまり陌を単位とする「貨幣」においては国家の方が高い品位のものを使用したことになる。このことは国家の貨幣使用の信用を高め、民間からの買上を円滑にし拡大するのに役立ったはずである。とくに国家が現物の確保を急務とした唐宋五代の混乱期、辺境防備に大量の物資を恒常的に動かす必要に迫られた宋代において、このことの意義は大きいと思われる。¹⁶また逆に国家が租税など貨幣の受け取り手になる場合には、公定値の高さは、たとえ出納時の差額短陌をとらなくても財政収入の実質的増大をもたらすのである。

第四に、以上のことはまた何故、省陌が七七であり、国家財政が足陌でなく省陌に統一されなければならないかという先述の疑問に解答を与える。国家の貨幣使用と雖も社会の貨幣使用と大きく乖離することはできず、しかも社会の平均的短陌よりも若干高く設定することが財政上重要であったのである。かくて七七省陌は財政上適当と政治的に判断された値である。

第五に、社会で使用される様々な短陌は、八世紀末から十世紀末に至るまでしばしば国家の禁止の対象となったにもかかわらず（公定短陌も多様な短陌の否定である）、一貫して存続し結局は全面的に容認された。事実上の「私鑄銭」たる様々な短陌の出現とその生命力の強さは、中唐以後の商品流通が孤立的とはいえず、着実に展開しつつあったことを物語る。そして国家は、この通用「貨幣」を異にするバラバラの商品流通を、短陌の禁止・公定を通して統一しようとしたのである。しかし唐宋期の社会的分業はいまだ内部に統一の契機が未成立なのであるから、様々な商品の交換価値を統一的に計量す

統一貨幣は必ずしも存在しなくてよかったのである。商品経済の内部に統一貨幣の要請がない以上、統一化政策が成功するか否かは国家の政治的力量にかかっているといえるだろう。ところで宋代において様々な短陌を行使する主体は、中唐以後同業組合としての性格を強化しつつあった行であった。国家の短陌統一政策の失敗が意味するのは、各行が独自の貨幣を生み出さないまでも、貨幣使用のあり方をめぐる国家との対抗関係においては統一短陌を拒みうるほどに独自性を獲得していたことであるといえよう。

- ① 六朝期の通貨事情は、様々な規格の官銭が同時に通用し、薄小な悪銭の私鑄が盛んに行われ、穀帛を貨幣とする地域があり、また時に私鑄が許されることもあるといった具合に、かなり無秩序な上に、国家の貨幣鑄造権も確立していなかった。
- ② 陳明光「唐代『除陌』釈論」《中国史研究》一九八四―四。
- ③ 但し興元元年（七八四）に廃止されたあとの経過は資料不足のため判明しない。
- ④ 『唐会要』卷六六、太府寺
天宝九載二月十四日、勅、自今以後、麩皆以三斤四兩為斗、塩並勅斗量、其車軸長七尺二寸、除陌錢每貫二十文、餘麩等同。
- ⑤ 本文二二頁引用の四(b)。
- ⑥ 同一の記事が、『旧唐書』卷四八、食貨志、『新唐書』卷五四、食貨志、『冊府元龜』卷五〇一、邦計部、『唐会要』卷八九、泉貨、『旧五代史』卷一四六、食貨志、『五代会要』卷二七、泉貨、『文獻通考』卷八卷九、錢幣考、『資治通鑑』に見られる。ここでは『旧唐書』を主に引用した。
- ⑦ 『新唐書』卷五四、食貨志
民間鬻陌有至七十者、鉛錫錢益多。吏捕犯者、多屈諸軍、諸使、諱集市人贖罪、毆傷吏卒。京兆尹崔元略請犯者本軍・本使澈決。帝不

- 能用、詔送本軍・本使、而京兆府遣人澈決。
この記事は、本文引用の元和十四年勅と対応する。
- ⑧ 前註の参照。
 - ⑨ 『旧唐書』卷四八、太和三年六月
本章註⑩に引く沈括・高承の短陌に関する記述はいずれも不十分であるが、昭宗末年に短陌が公定されたとする点では共通する。
 - ⑩ 高晦叟の原文は第一章註⑧に全文引用。唐・漢・宋の短陌を述べるが、ここにいる唐は八五陌であるから後唐ではないであろう。
 - ⑪ 『旧五代史』卷一四六、食貨志、後唐天成三年七月の詔に、
於是秋田苗上、每畝納麩錢五文足陌。
とあり、また『五代会要』卷二五、雜錄、後唐長興元年三月十三日の勅に、
天下州府受納稗草、每束納錢一文足。
とある。一文のような最小の銭額にも足陌を明記するのはもちろん八〇陌と区別するためであるが、これは租税納入の短陌が進法方式であることによるだろう。なぜなら短陌比例定数方式の場合、足陌でも八〇陌でも一文は銅錢一枚となって区別される必要はないのであり、短陌進法方式なら一文が積み重なって何枚になったら一陌文と数えるか指示する必要があるからである。

⑬ 後漢のとき八五陌が用いられたという事例は微しえないが、後周の事例なら見い出せる。『旧五代史』巻一四六、食貨志、広順三年三月の詔に次のようにある（『五代金要』巻二六は、広順二年三月とする）。
 今後每青塩一石、依旧抽稅錢八百文、以八十五為陌、塩一斗。

⑭ 宋人による七省陌の成立過程に関する記述は、後漢王章の七七陌以前については殆ど一致を見ない。まず沈括は、
 今之數錢、百錢謂之陌者、借陌字用之、其美只是百字、如什与伍耳。唐自皇甫鑄為鑿錢法、至昭宗末、乃定八十為百。漢隱帝時、三司使王章每出官錢、又減三錢、以七十七為百、輪官仍用八十。至今輪官錢有用八十陌者。（『夢溪筆談』卷四）

といひ、皇甫鑄の鑿錢法から説き起すが、これは『新唐書』巻五四、食貨志に、
 (a) 會吳元濟・王承宗連衡拒命、以七道兵討之、經費屈竭。皇甫鑄建議、内外用錢每緡墊二十外、復抽五十送度支以贍軍。

とあり、また『唐會要』巻八九、泉貨に、
 (b) (元和) 十一年九月勅、今後応内外支用錢、宜每貫除墊一陌外、量抽五十文。仍委本道本司本使、提數逐季收計、其諸道錢、便差綱部送度支取管、以備軍需。時以淮西用兵、從有司之請也。

といふものである。淮西用兵とは吳元濟・王承宗の乱のことであるから(a)(b)は同一の記事である。ところで二つの記事は五〇文を増額する前の毎貫の抽貫額が(a)では二〇文、(b)では一〇〇文と一致しないが、これは当時、内外給用錢の抽貫たる常額の除陌錢一〇〇文のうち八〇文が戸部に、二〇文が度支に取管されていたことによる（陳氏本章註②前掲論文）。つまり皇甫鑄の鑿錢法とは度支取管の除陌錢の増額を

図つたものであるが、(a)は度支除陌錢についてのみ述べ、(b)は度支・戸部あわせた除陌錢全体を述べているのである。いずれにしても沈括は元和十一年（八一六）に増額された内外給用錢の抽貫をいわゆる短

陌と混同したのである。

また沈括は昭宗末に八〇陌が公定されたとするが、これも本文(内)の八五陌が正しい。

次に高承は、六朝梁の事例を引き「錢、八十を以て陌と為すは、蓋し梁より始まるなり」と述べたあと、
 唐昭宗時、京師用錢、八百五十為貫、河南府以八百為貫。（『事物紀原』巻一〇、錢陌）

といふ。これは誤りとは言えないが、より正確に「八十五為陌」「八十為陌」とすべきところである。高承は沈括の『夢溪筆談』を参照しながらも、その説を採らなかったのはよいが、貫からの控除と陌からの控除の違いを認識していなかったと思われる。
 また李焘と洪邁はほぼ同じ文章を残している。

○唐天祐中、兵乱窘乏、始令以八十五錢為百。後唐天成中、又減五錢。漢乾祐初復減三錢。（以下本文二五頁引用に統く。『長編』巻一八）
 ○唐之盛際、純用足錢。天祐中、以兵乱窘乏、始令以八十五為百。後唐天成、又減其五。漢乾祐中、王章為三司使、復減三。（『容齋三筆』巻四、省錢百陌）

いずれも唐哀帝の天祐中に初めて八五陌が公定された如く述べるが、実際にはそれ以前昭宗末年には既に公定されている。また兩者とも後唐天成中に八〇陌に減じたというが、これも後唐同光中に既に減じられた蓋然性が高い(七)(八)。
 また王心麟はいう。

梁武帝時、錢陌減、始有足陌之名。唐末以八十為陌。漢隱帝時、王章又減三錢、始有省陌之名。（『困學紀聞』巻一三）

「唐末」とあるから唐は李唐であって後唐ではないだろうが、唐代に八〇陌公定の事実は確認できない。

⑮ 本章註⑬を参照。

⑩ 通常の省陌自体がこのような意味をもっているが、國家の現物確保の意志が極めて強いときには省陌より高い短陌や足陌が用いられた。

第一章註⑩に九八陌の使用を「優潤を示す」といっている。

結 語

宋代の銅錢はいふなれば二重の貨幣である。一つは文を計数の単位とする本来の貨幣であり、一つは中唐以後社会が生み出した短陌である。短陌は嚴密には貨幣計数の方法にすぎないが、短陌でくくられる一つの集合が事実上一種の「貨幣」として用いられるのである。本稿はかかる陌を単位とする「貨幣」の特質を検討し、そこに表現される貨幣経済ないし商品経済の特質を考察した。論点を要約しつつ二重の貨幣の意味を考えて結論としよう。

あらゆる財貨の交換価値をその枚数で表示しうる銅錢は、しかし現実の行使にあたっては文ではなく陌を基本的な計数の単位とする。この陌が足陌であるなら複雑な問題は生じないのであるが、中唐以後の中国社会は短陌を、しかも極めて弾力性に富む短陌を生み出した。さらにその上、短陌には計数の方法に二種類が存在するのである。一つは短陌を比例定数として用いる方式であり、この場合陌を単位とする価格は銅錢の実枚数で示される財貨の交換価値を比例的に表示することができる。但し嚴密には端数の切上がなされるため、価格は交換価値と完全な比例関係にはなく近似的であり、数文、数十文の少額取引においては矛盾が強く現われ、交換価値を表示しえなくなるのではあるが。二つは短陌を進法の位取り単位として用いる方式であり、この場合陌を単位とする価格は財貨の交換価値と一対一対応するものの、これを比例的に、つまり比較可能な量として表示できないのである。この二種類の短陌は、前者が國家の會計帳簿で用いられ、後者が國家と民間の間での財貨の移動と交換、及び民間の商品経済で使用された。

短陌比例定数方式を採用した國家の會計制度では、表示される額の大きいことよって、この方式の弱点(端数の処理)は問題とならず、本来銅錢のもつ計数機能が發揮される。しかも國家財政では様々な短陌や足陌がすべて省陌に統一され

るのを原則とする。かくて国家財政で表示される財貨の価格は、銅銭の実枚数（交換価値の合計）ではなく、それと比例関係にある省陌による価格となる。この価格は名目的な価格であり、まさに貨幣の抽象的な使用の結果というべきであるが、その価格の名目性と貨幣使用の抽象性は、もともなる省陌の値の政治性からみて、経済発展が不均質で且つ広大な領域を有し全国的物流など統一的経済政策をとらねばならない国家にとって、可能な限り財政の統一を実現するための重要な基礎であった。そしてこのような省陌制度の成立が宋初であったことは殊に重要である。それは専制国家における財政運用のあり方が宋代に至って質的な転換を遂げたことを示唆しているからである。

短陌進法方式をとる具体的な貨幣使用の場すなわち商品流通の過程では、短陌の存在によって個々の銅銭のもつ交換価値を計る機能は生かされない。これは当時の商品の価格が交換価値を原理的に表現しないことを意味する。そればかりでない。商品の種類あるいは行ごとに（もちろん地域的にも）多様な短陌が存在することは、陌を単位とする「貨幣」が業種商品別にそれぞれ異なって通用することを意味する。短陌慣行に反映する当時の商品流通の特質は、価格の形成が交換価値を正しく反映しないこと、また統一貨幣の存在を必須としない生産流通の孤立性という前近代社会における商品経済の一般的性格である。しかしこのような孤立的な商品流通を示すとはいえず、唐中期以降の商品流通の急速な発展が否定されるものでもない。むしろ唐宋変革期における短陌の禁止・公定政策の挫折から全面的容認に至る過程は、国家が事実上の「私鑄銭」たる短陌を否応なく容認せざるを得なかった過程であった。孤立的ではあっても一応独立した生産流通の機構が形成され、国家の直接的、統率的な商業政策を後退させたことを、それは示している。

さらに短陌という形式の「貨幣」は、いつでも必要な時に個々の齊一な本来の貨幣に分解し、またいつでも分解する前と異なる「貨幣」に組み変えうるということに注目すべきである。国家財政の統一性は、国庫に入る多様な「貨幣」を七陌銭という齊一な「貨幣」に帳簿上組み直すことで実現された。また孤立的な商品流通も、それに対応する異なる「貨幣」が共通の因子から成り立つことによって相互に連結することができるのである。様々な短陌が社会的分業の非統一性

を表現するものであるなら、個々の銅銭はその統一を可能にする鍵なのである。

おそらく唐中期以降の商品経済の発展自体には、様々な短陌という形式の「貨幣」を生み出す必然性はなかったはずである。それがこのような形式をとるに至ったのは、言うまでもなく銅銭が与えられていたからである。そしてこの銅銭を鑄造し発行する主体はほかならぬ国家であった。つまり短陌の存在が示す非統一な社会的分業は商品経済の内部に統一の契機が未成立の段階で、国家が外部から銅銭を授与することで統一されたのである。^①そして様々な短陌の全面的容認と国家財政での省陌の成立が宋初であったことに注目すれば、唐末五代の諸王朝がなしえなかった商品経済と国家財政の統合を、宋朝が初めて果したといいうるのであろう。

① 商品経済に対する統制が市制のような直接的なものでなく、貨幣を

媒介して行われるためには、社会における本来の私鑄銭の発生を極力排除し、国家発行の銅銭に高い信用が付与されねばならない。宋朝

がどのように銅銭の信用を生み出したかを改めて問う必要がある。

本稿は一九八六年度文部省科学研究補助金奨励研究(A)「宋代の農商業構造と経済政策」による成果の一部である。

(佛教大学文学部専任講師)

Duanmo 短陌 and the Characteristics of the Money
Economy in the Tang and Song Dynasties

by

Tomoyuki Miyazawa

When we study the characteristics of the money economy in the Tang and Song dynasties, we can learn interesting things by looking at the spread of the custom of *duanmo* at that time. *Duanmo* had occurred not because of a lack of copper coins, but because of the control of money by *hang* 行, which acted like guilds during the increase in the circulation of merchandise under the copper coin economy. The *hang* controlled money not by the original issue of coins, but by controlling the monetary unit, *mo* 陌, which presupposed copper coins.

The Tang and Five Dynasties tried to unify various *duanmo* by imposing *zumo* 足陌 or authorizing certain *duanmo*. But these attempts failed. At last, in the early Song, various private *duanmo* was recognized and the *shengmo* 省陌 system was instituted for the purpose of unifying the public finance. The method of converting private *duanmo* into *zumo* was different from that of converting national *shengmo* into *zumo*. The former used *duanmo* as a scale unit and the latter used *shengmo* as a proportional constant. Thus, at that time, the price of merchandise was not proportional to the exchange value. *Duanmo* expressed the non-unity of economic specialization. If we pay attention to copper coins which *duanmo* presupposed, we can understand that the national issue of copper coins is what unified economic specialization.